

# 韓国へ届出(申告)手続き

## ■ 死亡申告 ■

まずは、死亡地の市区町村役場へ死亡届出をします。その後、日本の死亡届出記載事項証明書などを添付して韓国の在外公館（大使館・領事館）又は直接韓国役場へ死亡申告手続きをすることになります。

### ● 在日コリアン（特別永住者）

韓国籍を有する方が死亡した場合、相続には韓国民法が適用されます。それにより、相続手続きに必要な書類も韓国除籍及び家族関係登録簿事項別証明書などが基本となりますので、日本での死亡の事実を韓国へ申告をすることにより本人の家族関係登録簿を閉鎖させる必要があります。

### ● ニューカマー（中長期在留者）

死亡地の市区町村役場へ死亡届出をするとともに、本人の韓国における住所地又は登録基準地（日本：本籍地）、あるいは日本の居住地を管轄する在外公館（大使館・領事館）へ死亡申告手続きをします。

### ● 日本人配偶者

#### ① 日本人と婚姻した韓国人が死亡した場合

日本の市区町村役場へ死亡届出をすることにより日本人配偶者の戸籍に韓国人配偶者の死亡事項の記載がなされ、婚姻が解消されます。その後韓国へ死亡申告手続きをします。

#### ② 日本人配偶者が死亡した場合

韓国人と婚姻した日本人配偶者が死亡した場合、日本の役場へ届出をした後に韓国人配偶者の家族関係登録簿へ日本人配偶者の死亡事項を記載するために韓国へ申告手続きをすることが必要です。

本人のビザ（在留資格）が永住者以外であれば、入国管理局へ配偶者に関する変更届及び在留資格変更許可申請等の手続きもしなければなりません。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国への死亡申告手続きを完全サポートしています。